

## 声明

### 財政審の「診療所の適正化」提言に抗議し、 診療報酬 10%以上の引き上げを求める声明

財政制度等審議会・財政制度分科会（以下、財政審）は、診療所は利益率が高いとして診療報酬の「適正化」を求め、病院への重点配分の財源とする方向性を示した。私たちはこの提言に強く抗議する。

示された資料は、対象があくまで医療法人の無床診療所に限られているにもかかわらず、一部の高利益法人が平均値を押し上げている可能性を踏まえていない。また、多くの診療所の実態をより適切に反映しうる「中央値」ではなく、平均利益率や1施設当たりの利益剰余金といった「平均値」のみを用いて「依然として高水準」と強調している。その一方で、多くの診療所が物価高騰や人件費上昇の中でギリギリ、あるいは赤字で踏ん張っている状況は一切示されていない。「診療所は儲かっているから削ってよい」と受け取られかねないこうした印象操作は、住民の不信と現場の分断を招く。

実際に開業医会員からは、「物価・人件費の高騰、診療報酬の減により、医院運営費は厳しい状況というより限界を切っている状況」「このままでは次々閉院して医療崩壊する。診療報酬の引き上げを切にお願いしたい」、「診療報酬の大幅な引き上げで、中山間地域の医療崩壊を食い止めなければならない」など、切実な声が数多く寄せられている。こうした現場の声を無視した審議は到底容認できない。

病院の経営難への対応のために、その財源を診療所の診療報酬削減に求める「付け替え」は、地域医療全体を弱らせるだけである。とくに中山間地・豪雪地帯を抱える本県において、診療所の閉院はそのまま医療空白の拡大と崩壊につながる。

高市首相は診療報酬改定で医療機関の経営改善や賃上げに結び付けるよう指示しており、骨太方針 2025 でも「コストカット型からの転換」と公定価格の引き上げを掲げている以上、今求められているのは診療所の診療報酬削減ではなく、医療費の総枠拡大と物価高騰と人件費上昇を踏まえた診療報酬引き上げである。国は医療と国民生活を守る責任を明確にし、その責任を果たすために、医療・社会保障分野への公費投入を抜本的に拡充すべきである。

私たちは、財政審に対しては診療所を標的とした診療報酬削減ありきの審議の見直しを求めるとともに、政府に対しては病院・診療所一体の支援を強く求める。そのうえで、2026年度診療報酬改定において、医療提供体制を保障するため、診療報酬総枠を少なくとも 10%以上引き上げることを強く要求する。

2025年11月25日  
長野県保険医協会 理事会